一　保安林の所在場所　高知県安芸郡馬路村魚梁瀬字岩川山七八一の七六
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市前津江町赤石字上曽家二九八二の二、二九八五の一、二九八六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上曽家二九八二の二、二九八五の一、二九八六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市本耶馬渓町落合字小タケ二一一、二一三から二一七まで、字ウド六九八から七〇〇まで、七〇一の一、本耶馬渓町東谷字屋形越一七六四から一七六六まで、一七七四の一から一七七四の四まで、一七七八、字原頭三四三〇、三四三一、三四三二（次の図に示す部分に限る。）、三四三三、字原三四三八、字長迫三四六一、三四六二の一、三四六三、本耶馬渓町西谷字鳴迫二二三三、二二三四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小タケ二一三・字ウド六九九・七〇〇・七〇一の一・字原頭三四三二・三四三三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字屋形越一七七八
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬渓町大字栃木字岩ノ本一〇七、一〇八、一〇九の七、字上吉ケ谷九三九の一、九三九の二、九四八の一、九四八の二、九四九、九五〇、九五二、字鳥帽子嶽九五四、字中ノ迫九五八から九六二まで、九六五、耶馬渓町大字中畑字向平一六九二、一六九九、一七〇七、耶馬渓町大字深耶馬字大見土手二三三九の一（次の図に示す部分に限る。）、字上瀬戸三三七四、三三七五、三三七七の一、三三七七の二、三三九一の一、耶馬渓町大字山移字木落六〇二六、六〇二七、字奥山六〇三七、六〇四〇の一、六〇四〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩ノ本一〇八・一〇九の七・字上吉ケ谷九三九の一・九三九の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字上瀬戸三三七四、三三七五、三三七七の一、三三九一の一、字木落六〇二六、六〇二七、字奥山六〇三七、六〇四〇の一、六〇四〇の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字倉木字瀬口六七二の一、六七三の一、六七三の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町守実字長鳥三五二〇の一、三五二〇の三、三五二〇の五から三五二〇の七まで、三五二三の一、三五二五
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道目梨郡羅臼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道目梨郡羅臼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）